

着任のいさよ



豊岡税務署長

内田 正章

残暑の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、平素から税務行政につきましまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私は、本年七月の人事異動によりまして豊岡税務署長を拝命し、このたび着任いたしました内田でございます。

当地は、自然環境に恵まれたところであるとともに、歴史と伝統のある地域であります。

当地に勤務できますことは、大変栄光でありますとともに、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

さて、納税貯蓄組合連合会におかれましては、「消費税完納推進の街」並びに「e-tax利用推進の町」の宣言式典のほか、租税教育の一環として「中学生の

税に関する作文」や「小学生の税に関する書道等」の募集・表彰など、各種事業を積極的に展開していただいております。

また、納税協会におかれましては、確定申告期における各地の相談会場におきましてご協力をいただいているほか、年末調整等の説明会の開催、更に、公益法人にふさわしい講演会を開催されるなど、各種事業を幅広く展開していただいていると伺っており、大変心強く思える次第であります。

私としましては、適正・公平な税務行政の推進のために最大限の努力を行い、常に皆様方と一体となった運営に努めていく所存でありますので、皆様方には、今後とも、一層のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたします。私の着任のあいさつとさせていただきます。

人事異動

豊岡税務署

七月十日付で人事異動がありました。統括官以上は左記のとおりです。

【転入】

内田 正章

(局 調査一部 特別調査官)

個人第1統括官

三宅 滋人

(局 課税一部 資料調査第三課 主査)

個人第2統括官

橋 詰 勝 貴

(和歌山 個人第1連絡調整官)

法人第1統括官

渡 邊 康 夫

(局 調査一部 調査総括課 主査)

法人第2統括官

小 川 浩 司

(東山 法人第1連絡調整官)

【内部異動】

松 川 善 彦

(法人第1統括官)

【転出】

署 長

川 北 郁 夫

(局 調査一部 調査第3統括官)

総務課長

朝 倉 有 文

(局 査察部 査察総括第二課 課長補佐)

個人第1統括官

楠 知 典

(局 総務部 厚生課 課長補佐)

個人第2統括官

大 串 仁 司

(吹田 資産第1統括官)

法人第2統括官

高 本 文 男

(宮津 法人統括官)

但馬県民局 豊岡県税事務所

四月一日付で人事異動がありました。課長以上は左記のとおりです。

【転入】

収税課長

水 田 剛

(丹波県税事務所 課長補佐)

課税第2課長

五 島 健 雄

(加東県税事務所 課長補佐)

【転出】

但馬県民局総務企画室 主幹兼財務第1課長

磯 田 俊 郎

(課税第2課長)

伊丹県税事務所 課税第1課長

中 西 和 夫

(収税課長)



平成23年度 定時総会開催

公益社団法人 豊岡納税協会

去る5月18日豊岡納税協会ホールにおいて、豊岡税務署長をはじめ署幹部の方々の来賓ご臨席のもと、公益社団法人に移行後、初めてとなる平成23年度定時総会が開催されました。

宮垣会長あいさつの後、平成22年度事業報告・決算の承認、役員・辞任に伴う補欠理事の選任について慎重審議の結果、満場一致で原案どおり承認可決されました。

また、4月26日開催の理事会において承認された平成23年度事業計画・予算についても併せて報告されました。

平成23年度 事業方針

公益社団法人として新たなスタートとなる平成23年度は、公益事業の確実な実施即ち、申請時に掲げた事業の内容である税務指導・税務相談等を適切に実施すること、税知識の普及・適正な申告納税の推進のため、説明会や講演会を効果的に実施することおよび協会組織を強化すること並びに財政基盤の安定に努めてまいります。

また、会員の拡大および青年部会の基盤整備は喫緊の課題であり、魅力ある積極的な事業活動がこれらを後押しすることから、幅広いニーズを掘り起こすよう努めます。

補欠役員を選任

辞任された役員の後任として、次の方々を選任されましたので、ご紹介します。

(敬称略)

副会長 川口 匡
理事 平井 高行

【決算書・予算書】

(単位:円)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 平成22年度決算額 (FY22 Actual), 平成23年度予算額 (FY23 Budget). Rows include I 一般正味財産増減の部, II 指定正味財産増減の部, III 正味財産期末残高.

(注)平成23年度予算において、上記以外に資産取得資金の当年度分積立として、次のとおり計上している。

会館建設等積立資産 511,000円

豊岡納税協会は4月1日より『公益社団法人』として新たにスタートしました！
より一層の公益事業の推進と充実を図ってまいります



納税協会指針

納税協会は
健全な納税者の団体として税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り
企業および地域社会の発展に貢献します

平成21年度から公益社団法人への移行に向けて資料の作成および内部規定の整備等を行い、昨年末に移行認定申請をしていましたが、去る3月24日、兵庫県知事の認定を受け、4月1日に移行登記を行い『公益社団法人』として新たにスタートいたしました。

今後は、公益法人認定法及び公益認定等ガイドラインの趣旨に則って、より一層公益性の高い事業を実施していくと共に、ルールを遵守した運営を行ってまいります。

皆様のますますのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

納税協会青年部会だより

★ 平成23年度 定時総会開催

去る6月1日城崎古まんにおいて、豊岡税務署長並びに公益社団法人豊岡納税協会長を来賓に迎え、平成23年度定時総会が開催されました。

西川部会長あいさつの後、平成22年度事業報告及び収支報告、平成23年度事業計画及び収支予算について慎重審議の結果、満場一致で承認可決されました。

本年度の主な事業計画は、次のとおりです。

- * 研修会
- * 北近畿ブロック青年部会交流・研修会
- * 第4回青年の集い(於 大津市)

なお、北近畿ブロックの交流・研修会は豊岡が企画し開催することとなっており、現在、実行委員会において内容の検討を進めていますので、会員の皆さま多数のご参加をお待ちしております。

引き続き任期満了による役員改選が行われ、新部会長に㈱北星社の早川 薫氏が選任されました。新役員の方々をご紹介します。

総会終了後の意見交換会では、和やかな雰囲気の中、異業種の方々との親睦を深めてお開きとなりました。

役員名簿		(敬称略)
部会長	早川 薫	(豊岡 ㈱北星社)
副部会長	森田 一成	(日高 ㈱文森堂)
〃	西松 裕次	(豊岡 日和山観光㈱)
理事	由利 昇三郎	(豊岡 ㈱由利)
〃	前野 文孝	(日高 前野紙業㈱)
〃	田中 藤一郎	(出石 ㈱田中屋食品)
〃	日生下 民夫	(城崎 ㈱古まん)
〃	安田 優二	(香住 ㈱太陽舎)

部会長就任のごあいさつ

㈱北星社 早川 薫



この度、公益社団法人豊岡納税協会青年部会の部会長を務めさせていただくことになりました早川薫です。

納税協会青年部はさまざまな業種の方たちが将来を担う経営者としての資質の向上を図るとともに、会員相互のつながりを深める部会として活動しております。

企業経営と税金は切り離すことが出来ない関係にあり、税の知識を高め、企業を健全に発展させていくことはきわめて大切です。あわせて地域の納税意識をさらに高めていくためにも、一人でも多くの方々に参加していただき、元気のある青年部としたいと思います。

より一層のご支援をお願いいたします。

★ 豊岡税務署長より感謝状

日頃の部会活動並びに、次代を担う児童・生徒への租税教育に貢献した功績に対し、豊岡税務署長より感謝状が贈呈されました。

これを機に、より一層青年部会を盛り上げ、企業および地域社会の発展に貢献していくことを確認しました。



青年部会 会員募集中!!

当部会は、部会員相互の納税思想の向上と税知識の修得に努め、且つ企業の健全な発展とあわせて、異業種間の交流と会員同志の親睦を図ることを目的に活動しています。加入のお問い合わせ、お申し込みは、

公益社団法人 豊岡納税協会 事務局 まで

★ 新入会員のご紹介

青年部会に2名の新会員が入会しました。

どうぞ、よろしく!!

(敬称略)

豊岡 藤井 康人(藤井電気㈱)

豊岡 西村 和彦(西村税理士事務所)

平成23年度 定期総会開催

豊岡納税貯蓄組合連合会

去る5月18日豊岡靴協会ホールにおいて、豊岡税務署長、豊岡県税事務所長ほか幹部の方々を来賓に迎え、平成23年度定期総会を開催しました。

福田会長あいさつの後、平成22年度事業報告と収支決算、平成23年度事業計画と収支予算について慎重審議の結果、何れも満場一致で原案通り承認可決されました。

事業方針

納税貯蓄組合は会費がなく、補助金と保険取扱手数料に財源基盤をおいてきたこと等から、補助金の廃止に伴う組合の相次ぐ解散、実態不明ということで、法制団体ゆえに維持しているのではないかと思われるのが現状です。

平成23年度の事業活動は、国税庁と共催して実施される「中学生の税についての作文」募集、兵庫県連で取り込まれる「小学生の税に関する書道・ポスター」の募集等、上部組織の活動に一体として取り組むことを考えています。

また、納税貯蓄組合の目的が、納税資金の備蓄から振替納税の普及拡大、消費税の滞納の未然防止等に変遷していることに鑑み、引き続き消費税完納推進の町宣言及びe-Tax普及拡大の事業について支援していきます。

【収支決算書・収支予算書】

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 平成22年度決算額, 平成23年度予算額. Rows include income (収入) and expenses (支出) categories with specific sub-items and amounts.

温泉王国 城崎温泉 外湯めぐり

駅舎温泉「さとの湯」 御所の湯 柳湯 一の湯 地蔵湯 鴻の湯 まんだら湯

今年の夏も イベント 盛りだくさん

城崎温泉 夏物語

●100軒の旅館と7000人収容の旅館群-宿泊のことならなんでも-

城崎温泉旅館協同組合

〒669-6101 兵庫県城崎温泉湯島78 ☎ 0796-32-4141 URL http://www.kinosaki-web.com/

温泉街の 夜空に 夢花火満開



昭和46年に発足し、納税協会会員のみならずと 共に歩んできた「経営者大型総合保障制度」は、 平成23年に創設40周年を迎えます。



姫路支社/姫路市豊沢町135 TEL 079-282-2515



姫路支店/兵庫県姫路市東延末3-50 (姫路駅南マークビル5F) TEL 079-284-0650

消費税の届出はお済みですか？

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方が該当します。



課税売上高が
1,000万円を
超えたら提出！

※1 「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。したがって、平成22年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成24年分の消費税の課税事業者に該当します。

※2 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額（これらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成24年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成23年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注)1 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

2 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合にはやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要となります。

また、一般課税で申告される方（簡易課税制度を選択されない方）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

消費税の届出書や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) でご確認ください。

個人事業者の消費税及び地方消費税の平成23年分の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納税が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成22年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納税が必要です。

中間申告及び納付の必要な方は、7月下旬頃に「消費税及び地方消費税の中間申告書」（以下、「消費税中間申告書」）が送付されています。

中間申告の方法 ～次の2つの方法があります～

1 前年実績による中間申告

税務署から送付した「消費税中間申告書」に記載されている税額を納付してください。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成22年と著しく異なる場合などは、上記1の方法に代えて、中間申告対象期間を一課税期間とみなした仮決算に基づいて計算した、中間申告による税額を納付してください。

【納期限】

8月31日(水)

振替納税を利用されている方は

【口座振替日】

9月28日(水)

◆ 振替納税をご利用の方は、確実に振替納付できるよう口座振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

※ 納付の期限までに納付がない場合、残高不足等で口座振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。



租税透明化法の制定に伴い

平成23年4月1日以降に終了する事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、法人税申告書への「適用額明細書」の添付が必要となります

◎ 平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」といいます。）が制定されました。

これに伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要となります。

平成23年 兵庫県納税功労者表彰

去る5月27日、兵庫県公館において、平成23年の納税功労者知事表彰が行われ、但馬地域からは下記の方が受賞されました。

納税の重要性に対する深い認識のもとに、常に適正な申告と納期内納付を続けられ、もって地域住民の納税意識の育成・高揚並びに納税秩序の確立を図られる等、納税を通じて県政の推進に大きく寄与された功績が認められての受賞となりました。

ここに受賞者の栄誉をお祝い申し上げますとともに、今後ますますの御繁栄をお祈り申し上げます。

【法人納税者】

タジマ食品工業 株式会社
豊岡市日高町東芝435



(代表取締役社長 田中 輝夫 氏)

【法人納税者】

たじま農業協同組合
豊岡市立野町20-2



(代表理事組合長 金子 洋一 氏)

県税版

豊岡県税事務所

個人事業税の納税について

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、個人で事業を行う方に課税される税です。

納期限は

第1期分 8月31日(水)

第2期分 11月30日(水)

となっています。

最寄りの金融機関、または県税事務所で期限内にお納めください。

また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。

口座振替納税を利用されますと、

- ・現金を扱いませんので安全です。
- ・納期限を気にしなくて済みます。
- ・納税のために金融機関等へ出かける手間が省けます。

* 口座振替の申し込みは金融機関、県税事務所で受け付けています。



はばタンからの
お願いです。

ゴルフ場利用税 は県や市町の貴重な財源です!

納める人

ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通して納めます。

ゴルフ場の数

日本のゴルフ場第1号は明治36年5月24日オープンした神戸ゴルフ倶楽部で、現在県内には167ヶ所のゴルフ場があり、日本第2位です。

ちなみに、ゴルフ場数のナンバー1は北海道で、168ヶ所のゴルフ場があります。

(平成23年4月1日現在)



納める額

ゴルフ場利用税の額はゴルフ場の規模、利用料金等を基準として、一人一日当たり300円～1,200円となっています。

非課税

次の人にはゴルフ場利用税は課されません(該当する旨の証明がある場合に限る)

- ① 18歳未満の人
- ② 70歳以上の人
- ③ 障害者
- ④ 国民体育大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用
- ⑤ 学生、生徒、教員等が学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

市町への交付

ゴルフ場利用税の収入額の10分の7は、ゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興を図るうえで重要な役割を果たしています。

軽油引取税

- ▶ 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した人に課される県税です。税率は、1リットルにつき32.1円です。
- ▶ 農業や漁業などの用途での使用については、軽油引取税が免税になる場合があります(平成24年3月31日までの特例措置)。
- ▶ 製造軽油(灯油等を混和して製造した軽油)や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も軽油引取税が課税されます。



不正軽油は、作らない! 売らない! 買わない! 使わない!



- ▶ 不正軽油とは、知事の承認を受けずに灯油等を混和して製造した軽油であり、不正軽油を自動車の燃料として使用すると「**軽油引取税の脱税行為**」になります。

バイオディーゼル燃料を取り扱う皆様へ

バイオディーゼル燃料(BDF)に軽油・灯油・重油等を混和し、製造・販売、消費する場合、軽油引取税の納税義務が生じることがあります(製造等の承認も必要となります)。



BDFと軽油引取税について

BDFと混和する燃料	混和後の燃料の区分*	課税の可否	地方税法に基づく承認を受ける義務		
			製造	販売	消費
無し (BDF 100%)	-	課税対象外	無	無	無
軽油・灯油・重油等	軽油	すべての用途で課税対象	有	有	有
	軽油以外の炭化水素油	自動車用燃料として販売・消費した場合は課税対象	無	有	有

*混和後の燃料の区分については、地方税法第144条第1項第1号の定めに基づき、燃料の成分や比重等により区分します。

税の作品 募集中!!

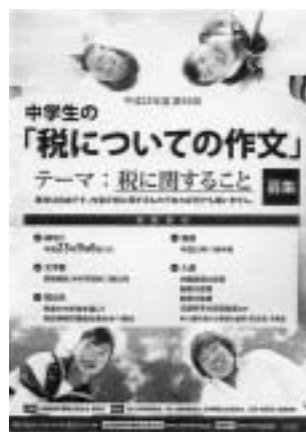
豊岡納税貯蓄組合連合会では、次代を担う児童・生徒さんたちに早くから税に関心をもっていただくため、中学生の「税についての作文」・小学生の「税に関する書道・ポスター」の募集を行っています。

優秀作品については、賞状及び副賞を贈呈し、学校名・学年・氏名をホームページや広報紙等に掲載して広く発表します。また、応募者全員に参加賞を贈呈します。

小・中学生の皆さんの一人でも多くのご応募をお待ちしています。

第45回 中学生の「税についての作文」募集

- ◆応募資格 中学生
- ◆テーマ 税に関すること
題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
- ◆文字数 原稿用紙（400字詰め）3枚
1,200字以内（題名を含む）
※字数制限厳守。作文のはじめに、題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）・性別を明記してください。
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締切り 平成23年9月6日（火）（必着）



第28回 小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- ◆応募資格 小学生高学年（主に5年生・6年生）
- ◆課題 税に関するもの
題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
例…税金・納税・申告など
- ◆用紙 書道…半紙（白紙 縦33.4cm×横24.3cm）
ポスター…画用紙（白紙 縦38.0cm×横54.0cm
4ツ切）
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締切り 平成23年9月30日（金）（必着）



第50回 「税に関する高校生の作文」募集

- ◆応募資格 高校生
- ◆テーマ 税に関すること
税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなどなんでも結構です。
(例)・税について学習したことに関する意見や感想
・税務署や公共施設などを見学したことがあれば、その体験や印象など
(例示にとらわれる必要はありません。)
※ 応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- ◆応募点数 1人1編
- ◆文字数 1,200字以内
作文の冒頭に題名、氏名、学校名、学年を、末尾に応募者の住所を記載してください(学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。)
- ◆提出先 最寄りの税務署に提出してください。
- ◆締切り 平成23年9月7日(水)必着
- ◆表彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- ◆発表 優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。
- ◆著作権 作品は返却いたしません。作品の著作権は国税庁に帰属します。

※お問い合わせは、豊岡税務署まで (TEL 0796-22-2101)

年末調整説明会

年末調整説明会を次のとおり開催します。
源泉徴収義務者の方々は、是非ご参加ください。

◆開催日程

日	時	場 所
11月16日(水)	10:00～ 13:30～	但馬地場産ビル2階 多目的ホール
11月17日(木)	13:30～	新温泉町浜坂多目的集会施設
11月18日(金)	13:30～	香住文化会館

【問合せ】

豊岡税務署法人課税第1部門
☎ 0796-22-2344 (源泉担当)

改正法人税法等説明会

平成23年度の改正点を中心とした法人税法等の説明会を次のとおり開催します。
法人の経理を担当される方々は、是非ご参加ください。

◆開催日程

日	時	場 所
10月19日(水)	13:30～	但馬地場産ビル2階多目的ホール
10月20日(木)	13:30～	新温泉町浜坂多目的集会施設

【問合せ】

豊岡税務署法人課税第1部門
☎ 0796-22-2159

『納税協会統一優待サービス』
優待情報提供者・利用者募集中

ビジネスチャンス拡大

事業所の活性化を応援します！

利用料無料

簡単登録

納税協会統一優待サービスとは

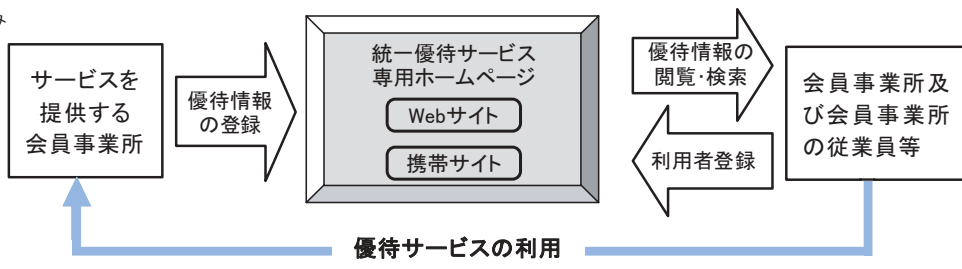
◆目的

納税協会では、「会員事業所のビジネスチャンス拡大及び会員事業所で働く従業員の方へのメリットを！」の考えから、「納税協会統一優待サービス」を実施します。

当該サービスは、会員数約21万人社を有する納税協会のスケールメリットを生かし、会員事業所の皆様にご提供いただいた優待サービス情報（以下、「優待情報」という。）を、会員事業所及び会員事業所で働く従業員の方々に利用していただくことで、会員事業所のビジネスチャンスの拡大と活性化を図ります。

優待情報の登録・利用は無料となっていますので、貴事業所の取引拡大・集客力アップに、ぜひ、「納税協会統一優待サービス」をお役立てください。

◆仕組み



メリットその1 ▶ ビジネスチャンスがいっぱい！

「納税協会統一優待サービス」には、ビジネスチャンスの拡大に繋がる様々な優待サービス情報が登録されています。

事業所として利用いただくことで、新たなビジネスチャンスと出会えます。

メリットその2 ▶ 従業員の方々にもメリットが！

さらに、事業所としてのご利用だけではなく、事業所で働く従業員の方々も、利用者として登録いただくことができます。

納税協会会員事業所から提供された、様々な優待サービス情報を利用いただくことで、従業員の方々にも多くのメリットがあります。

今すぐアクセス！

提供者用ホームページ

<https://yutai.nk-net.co.jp/>

利用者用ホームページ

<https://yutai.nk-net.co.jp/search.aspx>

【お問い合わせ】 公益社団法人 豊岡納税協会 TEL:0796-22-3862